

日本夜尿症・尿失禁学会  
教育セミナー・教育企画の共催・後援に関する規則

第1条（目的）

- 1 この規則は、日本夜尿症・尿失禁学会（以下、「本学会」という。）の教育委員会が他の学術団体や営利企業と共催もしくは後援として開催する本学会会員、本学会会員以外の医療関係者、および一般市民（患者・患者家族、非医療関係者）の教育を目的とした、教育セミナー・教育企画に関する通則を定めることを目的とする。
- 2 教育セミナー・教育企画はわが国における夜尿症や尿失禁に関する啓蒙や診療の普及と進歩のための教育等を目的とするものである。
- 3 本規則における教育セミナー・教育企画には、対面で行われるもの、Web（インターネット）を用いて行われるもの、さらにその両方を用いて行われるものを含む。
- 4 本規則における「教育セミナー・教育企画」とは、日本夜尿症学会学術集会における教育セミナー・教育企画などは含まない。

第2条（申請）

- 1 本学会との共催、もしくは後援を希望する学術団体や営利企業は、申請書（様式1：学会HPよりダウンロード）に記入の上、書面による企画や提案内容書類を添付し、本学会の教育委員長宛に提出する。
- 2 第1項の申請に対し、本学会の教育委員会は共催もしくは後援の採否を審議し、理事会に申請書類と共に、採否の見解を報告する。
- 3 第2項の報告をもとに、さらに同学会の理事会で審議し、採否を決する。
- 4 申請された教育セミナー・教育企画を「共催」とするか「後援」とするかは、申請者の希望や事情を加味して理事会で決する。

第3条（名称等使用）

共催や講演の承認を受けた教育セミナー・教育企画は、該当するチラシや案内等に本学会のロゴマークや名称を使用することができる。但し、使用の際には、本学会が共催あるいは後援している旨を明記しなければならない。

第4条（教育セミナー・教育企画の公認基準）

第2条第2項、ならびに第3項にかかる研究会の公認の採否は、以下の基準により審査されるものとする。

- (1) 夜尿症や尿失禁の啓蒙や診療の普及と進歩のための教育セミナー・教育企画であること。
- (2) 特定の企業等の利益を図る内容でないこと。

- (3) 会場、Web システム、講師謝礼などの運営面は申請者が主導すること。
- (4) 講師の選定や教育内容などは本学会の教育委員会の意見や助言を参考にすること
- (5) 会員への周知、ならびに(4)の内容に関して、教育セミナー・教育企画の内容に応じて、本学会に共催費あるいはアドバイザー料を支払うこと。なお共催費あるいはアドバイザー料の額面に関しては別途定める。

#### 第5条（教育セミナー・教育企画における報告）

申請者は、本学会宛に、以下の事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 実施した教育セミナー・教育企画の内容の要旨、参加者からの意見、など
- (2) 参加者から参加費を徴収した場合、収支決算書、など
- (3) その他、申請された教育セミナー・教育企画が中止、延期になった場合、など

#### 第6条（教育セミナー・教育企画の取消）

- 1 第4条各号の基準に違反した場合、あるいは、本学会の名誉を著しく損なう行為がなされた場合は、この法人は、教育セミナー・教育企画の共催あるいは後援を取り消すことができる。
- 2 前項により共催あるいは後援を取り消された教育セミナー・教育企画は、速やかに第3条における本学会のロゴの使用、及び共催あるいは後援の記載を停止する措置を執らなければならない。

#### 第7条（補則）

- 1 この規則の変更は、本学会理事会の決議をもって行う。
- 2 この規則に定めるものほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附則

この規則は、令和3年10月17日から施行する。

この規則は、令和4年6月18日から施行する。